

定 款

一般社団法人 静岡県警備業協会

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本法人は、一般社団法人静岡県警備業協会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、警備業務の適正な運営を確保し、警備業の健全な発展を図り、もって社会公共の安全と秩序の維持及び住みよい地域社会の建設に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 警備業務の適正化に関する指導及び調査研究
- (2) 法令等の規定に基づく研修等の受託
- (3) 警備員、警備員指導教育責任者等、警備業務に従事する者又は従事しようとする者に対する教育訓練及び研修
- (4) 警備業に関する功労者等に対する表彰
- (5) 警備業に関する相談及び苦情の処理
- (6) ホームページの運用、機関誌の発行その他広報啓発活動
- (7) 警備技術、警備用資機材等に関する調査研究及び警備業務、警備用資機材等に係る教育関係図書の紹介・斡旋
- (8) 関係行政機関等の行う地域安全、防災、事故防止活動等に対する協力及び支援
- (9) 地域防災計画等に基づく大規模災害発生時における協力及び支援活動
- (10) 警備員教育担当者の研修及び警備員の教育訓練
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(全警協への加入)

第 5 条 本会は、第3条の目的を達成するため、一般社団法人全国警備業協会に加入する。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)から警備業法第4条に規定する認定を受け、又は当該公安委員会に同法第9条に規定する届出書を提出している個人又は法人で第3条及び第4条に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助する個人又は法人で本会に入会したもの

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会の手続等について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 前条第1項の規定により入会が認められた者は、遅滞なく入会金を納入するとともに、会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は、総会の決議により別に定める。

3 本会の運営上特に必要がある場合は、総会の決議を得て、会員から臨時に会費を徴収することができる。

4 入会金及び会費の納入方法等について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合は、会員としての資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 第6条に定める会員の要件を満たさなくなったとき。

(3) 会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 1年以上会費(臨時に徴収する会費を含む。)を納入しなかった場合で、理事会の承認を得たとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員が同意したとき。

2 前項により会員の資格を喪失した場合であっても、当該会員が、本会に対する義務の全部又は一部を履行していないときは、当該義務を履行する責任を負う。

(退 会)

第 10 条 会員は、いつでも退会することができるものとし、退会しようとする場合は、書面をもって退会の届出を行う。

2 前項のほか、退会の手続について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(除 名)

第 11 条 会員が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、一般社団・財団法人法に定めるところにより、総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の同意を得て除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しくき損し、又は信用を失わせる行為があったとき。
- (2) この定款又は総会の決議若しくは本会の規則に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の会員の除名に当たっては、理事会において審議し、その結果を総会に付議する。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 会員が、その資格を喪失した場合であっても、資格喪失前に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 総 会

(種 別)

第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第 14 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 限)

第 15 条 総会は、一般社団・財団法人法第35条第2項の規定するところにより、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の対価をいう。以下同じ。)の額
- (4) 定款の変更

- (5) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (6) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を示して開催の請求があったとき。

(招 集)

第 17 条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、正会員に対し、総会の日2週間前までに、開催の日時及び場所並びに総会の審議事項、内容等を、書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 19 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する出席がなければ、開会することができない。

(決 議)

第 20 条 総会の決議は、会議に出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他一般社団・財団法人法第49条第2項で定められた事項

(書面決議等)

- 第 21 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された審議事項について、書面をもって表決し、又は総会に出席する他の正会員若しくは議長を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の代理表決を行う場合は、委任状を提出しなければならない。
 - 3 白紙委任状があった場合は、議長を代理人とする委任がされたものとみなす。
 - 4 第 1項に規定する書面表決をした正会員及び表決を委任した正会員については、総会の出席者とみなし、議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第 22 条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び当該総会において出席した正会員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 総会の議事録は、総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 役員等

(役員の設定)

- 第 23 条 本会に、次の各号の役員を置く。
- (1) 理 事 10 名以上 15 名以内
 - (2) 監 事 2 名以内
- 2 前項第 1 号の理事に、次の各号に掲げる役職を設ける。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 2 名以内
 - (3) 専務理事 1 名
- 3 前項第 1 号の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 24 条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。
 - 3 監事は、本会の理事を兼ねることはできない。

(役員職務及び権限)

- 第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行す

る。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、理事会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、総会、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 監事は、一般社団・財団法人法に定めるところにより、理事の職務の執行を監査する。

(役員任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 2 理事及び監事については、再任を妨げない。
 - 3 会長及び副会長の任期は、第1項に規定する理事の任期とするが、会長の再任は1回までとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び相談役)

- 第28条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、協会の運営に関し、会長の諮問に応ずる。
 - 3 顧問及び相談役の資格要件、委嘱等について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(役員等の報酬及び費用)

- 第29条 理事、監事、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、報酬等を支給することができる。
- 2 理事、監事、顧問及び相談役がその職務を行うために要する経費については、実費を支給することができる。
 - 3 前2項の報酬等の額、支給方法等については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第5章 理事会

(設置)

第30条 本会に、理事会を置く。

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 正会員及び賛助会員の入会の承認
- (3) 総会に付議すべき事項の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (6) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 2 会長以外の理事から会長に対し、会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長及び専務理事の協議の上、理事会を招集する理事を定める。
- 3 理事会を招集する場合は、会長は、各理事及び各監事に対し、理事会の日の1週間前までに、開催の日時及び場所並びに理事会の審議事項及びその内容を、書面をもって通知する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長は、副会長を指名し、議長を委ねることができる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録の作成)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 理事会の議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 委 員 会

(委員会)

第 39 条 理事会は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認める場合にあっては、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

第 7 章 事 務 局

(事務局)

第 40 条 本会に、事務局を置き、事務を処理するために必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営並びに職員の給与、服務等について必要な事項は、理事会において別に定める。

第 8 章 会 計 等

(資産の管理)

第 41 条 本会の資産は、会長が管理する。

2 資産の管理について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、当該年度の予算が成立する日まで、前年度の予算を基準に暫定的に執行することができるものとし、その収支は、新たに成立した予算の執行とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)及びその附属明細書
- (4) 公益目的支出計画実施報告書

2 前項の承認を得た書類については、定時総会の承認を得なければならない。

3 第1項各号に掲げる書類及び監査報告を定時総会の日の2週間前から5年間、主たる事務所に備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 45 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の決議を得て、変更することができる。

(解散等)

第 47 条 本会は、一般社団・財団法人法第148条各号に掲げる事由が生じた場合に解散するものとする。ただし、同条第3号に規定する事由による解散の場合には、第20条の規定にかかわらず、総会において、総正会員の4分の3以上の決議を得るものとする。

2 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会において、出席した正会員の4分の3以上の決議を得た上で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雑 則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は富澤静雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(平成25年4月1日から施行)

附 則

- 1 この定款の一部改正は、総会の決議を受けたときから施行する。
(平成30年5月28日から施行)
- 2 この定款の一部改正は、総会の決議を受けたときから施行する。
(令和2年6月11日から施行)